

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2025年（令和7年）5月2日

釧路市長 鶴 間 秀 典

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度公営住宅等解体工事（美原団地M3・4）
- (2) 工事番号 2025000983
- (3) 施工場所 釧路市美原
- (4) 工事概要
 - ア 既存住棟の解体工事
 - イ 予定価格 契約規則第7条第1項の規定に基づき、事後公表とする。
- (5) 工期 本契約締結日から2026年（令和8年）3月10日まで
- (6) 本工事は、月単位の「週休2日工事」の対象工事である。なお、週休2日工事に係る経費は設計金額に含まれていることに注意すること。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という）第167条の5第1項の規定に基づき、契約規則第3条に定める入札参加資格をいう。以下同じ）に関する事項

2025・2026年度釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築業者として登載され、格付等級「A」認定を受けていること。ただし、令和6年度釧路市優良施工表彰に伴う上位等級指名（飛び級）業者として認定を受けているものも含む。

3 入札参加条件（施行令第167条の5第2項の規定に基づき、契約規則第3条に定める入札参加資格をいう。以下同じ）に関する事項

入札に参加しようとする者は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団

員及び暴力団関係事業者でないこと。

- (5) 当該工事と同種又は類似の同規模工事（以下「同規模工事」という）について、元請として施工実績があること。ただし、工事目的物の引渡しが完了しているものに限る。なお、同規模工事の元請実績が共同企業体によるものである場合は、出資比率が20%以上であることとする。

同規模工事は、公共建築物における建築工事の元請実績とする。

- (6) 釧路市内に本店を有していること。ただし、釧路市が規定する地元扱い業者を含む。
- (7) 申請日を基準として過去2年間において、釧路市請負工事成績評定要綱の規定に基づく成績評定でEランク評価を2年連続して受けていないこと。
- (8) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係及び人的関係において関連がある者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、(8)及び(9)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、釧路市建設工事等入札心得第6条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）子会社等と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執

行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適性さが阻害されると認められる場合

組合及びその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 建設業法（昭和24年法律第100号）等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。

4 入札参加資格申請

(1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を持参して提出しなければならない。

ア 申請書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1-1）

(イ) 入札参加資格確認調書（様式2）

(ウ) 同規模工事の施工実績を証する書面

(エ) 配置予定技術者等の技術資格を証する書面

(オ) 会社更正法及び民事再生法に係る申立書（様式3）【該当する場合のみ提出すること】

イ 提出期間

2025年（令和7年）5月2日から2025年（令和7年）5月19日までの釧路市の休日（以下「釧路市の休日」という）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電話 0154-31-4508

エ 提出方法

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

(4) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料は、提出者に無断で目的外に使用しない。
- ウ 提出された申請書類は、返却しない。
- エ 受付期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という）により通知する。

(1) 通知日時

2025年（令和7年）5月23日 午後1時から午後5時まで

(2) 通知する場所

4の(1)ウと同じ。

(3) その他

- ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。
- イ 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、2025年（令和7年）5月23日までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、釧路市総務部契約管理課契約係に持参して提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、2025年（令和7年）5月26日までに回答する。

7 設計図書の閲覧等

- (1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

2025年（令和7年）5月2日午前9時から2025年（令和7年）5月26日午後5時まで。

イ 閲覧場所・方法

釧路市ホームページからダウンロードするものとする。設計図書等をダウンロードする場合、パスワードが必要となることから、「パスワード照会申請書」を釧路市総務部契約管理課契約係に提出すること。

- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑応答書を受付場所へ持参又は郵送により提出すること。

ア 受付期間

4の(1)イと同じ。

イ 受付場所

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市住宅都市部建築課建築担当

電話 0154-23-5151（内線 5144）

(3) (2)の質問があった場合についてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

2025年（令和7年）5月21日午前10時から2025年（令和7年）5月26日午後5時まで。

イ 閲覧場所

(1)のイと同じ。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 2025年（令和7年）5月27日 午前10時

(2) 場所 釧路市黒金町8丁目2番地
釧路市防災庁舎 5階会議室A

9 低入札価格調査制度

釧路市建設工事低入札調査価格設定要領による調査基準価格及び失格基準価格を設定し、事後公表とする。

10 入札方法等

- (1) 入札者は、所定の入札書及び入札金額内訳書に必要事項を記入し、提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。
- (4) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。
- (5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) その他、釧路市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という）第8条による。

12 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という）第2章第1節3規則第6条関係第2号イに基づき免除する。

13 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、低入札価格調査制度による調査基準価格を下回る入札があっ

たときは、当該入札を保留し、落札者は後日決定する。また、低入札価格調査制度による失格基準価格を下回る入札をした者は失格とし、再度の入札には参加できない。

- (2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

14 入札結果の公表

入札結果については、入札日の午後5時までに釧路市役所ホームページにより公表する。

ただし、低入札価格調査を実施した場合は、落札者が決定した日とする。

15 請負代金内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札決定後、速やかに請負代金内訳書を提出しなければならない。

- (2) 請負代金内訳書の様式は自由とするが、最低限、数量、単価、金額及び法定福利費等を明らかにしたものでなければならない。

- (3) 請負代金内訳書は、参考図書として提出を求めるものである。

16 仮契約締結期限

当該工事の仮契約締結期限は2025年（令和7年）5月30日までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

17 契約保証金

- (1) 当該工事に係る契約の締結に際し、契約規則第29条の規定に基づき、当該工事に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ア 納付期限

本契約締結日

イ 納付場所

4の(1)ウと同じ。

- (2) (1)にかかわらず、落札者が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

18 契約書作成の要否

要

19 契約金の支払い方法

- (1) 前払金

契約規則第58条第1項の規定により、前払金をすることができる。ただし、低入札価格調査の対象者と契約を締結する場合は、釧路市建設工事低入札調査価格設定要領第13条第1号の規定によるものとする。

- (2) 中間前払

契約規則第58条第2項の規定により、中間前払をすることができる。

- (3) 部分払金

契約規則第59条の規定により、部分払をすることができる。部分払の回数は別に定める。

20 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等

該当する。

21 現場代理人について

「釧路市発注工事における現場代理人・主任技術者等の配置等に関する取扱要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）」に該当する場合には、現場代理人の兼任を認める。

22 議会の議決を要する契約

当該工事は、議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 71 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付さなければならない工事であるため、議会の議決を経た後、当市が指定する日に本契約を締結する。

23 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

24 問合せ先

- (1) 本告示に関すること

〒085-8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地
釧路市総務部契約管理課契約係
電話 0154-31-4508

- (2) 工事に関すること

〒085-8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地
釧路市住宅都市部建築課建築担当
電話 0154-23-5151（内線 5144）